

水産業協同組合法に定める特定信用事業電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等 新旧対照表

改正案	現行
<p>I. 登録申請等に係る事務処理に当たっての留意事項 2～4 (略) 5. 申請書等を提出するに当たっての留意点</p> <p><u>当局への申請・届出等（公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書等）を含む。）については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めるととする。</u></p> <p><u>なお、公的機関が発行する添付書類については、デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めるととする。また、税・手数料等の納付が必要な手続において、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を求めるととする。</u></p>	<p>I. 登録申請等に係る事務処理に当たっての留意事項 2～4 (略) (新設)</p>